

徳島県の明治期における障害児の就学実態について

八 幡 ゆかり

(キーワード：徳島県，明治期，障害児，就学)

はじめに（問題の所在と目的）

わが国の公教育制度は、明治期に始まる。明治政府は、1872（明治5）年に学制を公布して国民が身を立て産を治め業を盛んにするために就学を奨励した。そして、就学規程を設けて不就学者への就学督促を厳重にして就学率を上げようとした¹⁾。だが、公教育制度の対象外として障害のある多くの児童生徒は就学猶予・免除の対象になっていた。1881（明治14）年に「就学督責規則起草心得」が各府県に通達され、就学督促を強化する意味で初めて不就学の事故事由（疾病，廢疾，一家貧窮の者等）を規定した。ついで、1886（明治19）年の「小学校令」で、「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故」による就学猶予の制度が正式に規定された。その後、1890（明治23）年の改正小学校令第21条に、「貧窮ノ爲又ハ児童ノ廢疾ノ爲其他已ムヲ得サル事故ノ爲學齡児童ヲ就学セシムルコト能ハストキハ學齡児童ヲ保護スヘキ者ハ就学ノ猶豫又ハ免除ヲ市町村長ニ申立ツヘシ」と免除規定が明記された。さらに、1900（明治33）年の改正小学校令第33条に「瘋癲白痴又ハ不具廢疾」は保護者ノ義務免除、「病弱又發育不全」は就学猶予、「保護者貧窮」はいずれか双方と、事由別に分けられた²⁾。

障害のある者は、明治期においては「瘋癲，白痴，不具，廢疾」や「病弱，發育不全」の者を指していた。これらの者は、公教育制度が成立したと言われている明治期において、学校教育の対象外として法律上規程され、教育を受ける権利の問題が顕在化したのであった。すなわち、国家により教育を受ける権利を剥奪されたのであったが、都道府県レベルではどうであったのか、十分に解明されていない。そこで、徳島県を取り上げて障害児の就学実態を明らかにすることにした。

I. 明治政府と徳島県の就学規定

わが国最初の教育法である学制は、就学について次のように規定していた³⁾。

第十二章 一般人民ノ學ニ就クモノハ之ヲ學區取締届クヘシ若シ子弟六歳ニ至リテ學ニ就カシメサルモノアラハ委シク其由ヲ學務取締ニ届ケシムヘシ

上記のように不就学の場合、学区取締に届け出ると規定されていた。また、教育は「身を立つる財本」（「學事奨励ニ關スル被仰出書」）という考えから教育費は国民負担とされていた。そのため、国民に大きな負担となり、当時の地租改正・徴兵令などへの不満と重なり、各地で多くの学校打ち壊しなどを引き起こした⁴⁾。

徳島県は、学制後の1875（明治8）年に就学に関して次のように規程した⁵⁾。

管内布達30号 小学校規則（抜粋）

- 第一條 一 小学校ハ士農工商ノ差別ナク男女滿六歳ヨリ十四歳口之者普通通學ヲ修ル為開候事故右年齢之者ハ必入學可致候口事故アリテ入學難致者ハ其旨趣學區取締ヘ可届出事
- 第四條 一 種痘或ハ天然痘ノ濟マサル者ハ入學ヲ許サス候事但未痘之者入學致候ハ、教員ヨリ父兄ヘ厚ク説諭シ速ニ種痘セシムヘキ事
- 第六條 一 暴戻放肆猥談妄語不都合之所業有之數度罰責ヲ加ヘ名猶悔悟之意無者ハ学務掛ヘ申出可請差圖事
- 第七條 一 不參一周日以上ハ必其學校ヘ可届出ニ周日以上ハ病氣ハ醫師之証書其餘之日趣ハ伍長之ヲ証シ其學校ヘ出シ許可ヲ可請事

先述からわかるように、徳島県では、国の意向を受けて「小学校には士農工商の差別なく」男女ともに入学すると定めていた。そして、入学が難しい場合には学区取締に申し出る、とし、学制の「不就学届出制」に沿った規程を設けていた。また、同年の「學區取締勤務心得」には次のように記された⁵⁾。

管内布達244号 學區取締勤務心得（抜粋）

第四條 受持区内學齡人口帳簿ヲ製シ族籍住所父兄及ヒ出生年月日等ヲ明瞭ニ記載シ就學不就學ヲ調査シ不就學ノ者アレハ懇々説論シ入學セシムヘシ若シ不得止事故アリテ入學難致者ハ其旨趣ヲ帳簿ヘ記入スヘキ事

上述のように、学区取締係は就学調査を行い、不就学の者がいた場合には説論して入学させたり、入学できない理由を帳簿に記入することを業務とした。そして同じく、「小学校世話役勤務心得」が以下のように記された⁵⁾。

管内布達245号 小學校世話役勤務心得（抜粋）

第五條 學区内學齡人口ノ帳簿ヲ製シ族籍住所父兄及ヒ出生年月日等ヲ明瞭ニ記載シ就學不就學ヲ調査シ不就學ノ者アレハ其旨趣ヲ糺シ若シ入學難致情アル者ハ學區取締ヘ申出サセ取締之ヲ許可スルノ上帳簿ヘ其次第ヲ記載スヘシ

第八條 生徒ノ出入勤惰ヲ調査シ不都合ノ処業有之者ハ懇々説論スヘシ

このことからわかるように、学区取締の下に世話役を置き、入学できない場合には学区取締に申し出をさせる、といった実務処理を行わせていた。

しかし、学制が机上計画的なものであったため、実情に即した形で1879（明治12）年に教育令が制定された。このなかで就学については次のように規定された⁶⁾。

第十三條 凡兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス

第十四條 凡兒童學齡間少クトモ十六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十五條 學齡兒童ヲ就學セシムルハ父母後見人等ノ責任タルヘシ

但事故アリテ就學セシメサルモノハ其事由ヲ學務委員ニ陳述スヘシ

第十七條 學校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就學ト做スヘシ

教育令には、六歳から十四歳までを学齡とし、その間の十六箇月は普通教育を受け、就学は父母後見人の責任と規定された。不就学については一定の手続きが必要であったが、学制期の不就学届出制から後退し、その事由を「陳述」でよく、「其事由」についても広く解釈されていた。こうして不就学に対する放任政策が取られた⁷⁾。

教育令に関係して徳島県では甲200号達（1879年10月10日）により次のように通達した⁸⁾。

今般太政官第四十号ヲ以テ教育令布告相成候ニ付本縣教育規則ハ消滅致候儀ニハ候得共追手取扱ノ順序制定候迄該令ニ抵觸セサル件ハ當分相用候儀ト可相心得此旨布達候事

これにより当分の間、従来までの小学校規則と教育令が使われる事になった。不就学の許可については教育令に「學務委員ニ陳述スヘシ」とあったが、徳島県に学務委員が置かれたのは1880（明治13）年の学務委員選挙規則ならびに乙第50号の学務委員職務心得が制定された後である。しかし、この内容については不明である⁹⁾。

教育令による教育の後退の恐れから、1880（明治13）年12月に教育令が改正された（第二次教育令）。この改正により就学規定は次のように変更された¹⁰⁾。

第十五條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ小學科三箇年ノ課程ヲ卒ラサル間已ムヲ得サル事故アルニアラサレハ少クトモ毎年十六周日以上就學セシメサルヘカラス又小學科三箇年ノ課程ヲ卒リタル後ト雖モ相當ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス

但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

この規程により三年間の課程を卒業しても学齢間は就学の必要があるとされた。就学督促の強化策が打ち出され、府知事県令が就学督責の規則を起草する事などが定められた。そして改正教育令に従って、1881年（明治14年）に「就学督責規則起草心得」が制定された。このなかに就学不能の事故ありと認められる事由として「疾病ニ罹ル者、親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者、癡疾ノ者、一家貧窮ノ者」が挙げられた。この制定は、不就学事由を全国的に標準化することを目的としていた¹¹⁾。

徳島県はこれにしたがって、1881（明治14）年に甲178号通達により「學事規則」を制定した。この学事規則中に「第六章兒童就學及其督責」が定められ、就学に関して以下のように示された¹²⁾。

第一節 就學

第五十三條 凡兒童入學ノ手續ハ小學校々則ニ隨フヘシ

第五十四條 學齡ニ達シタル兒童止ヲ得サル事故アリテ就學セシムルコト能ハサルトキハ其父母後見人等ヨリ之ヲ學務委員ニ届出ヘシ
又小學校三年ノ課程未卒及既卒ノ學齡兒童止ヲ得サル事由アリテ退學セシメント欲スルトキハ小學校々則ニ隨フルヘシ

第五十五條 學齡兒童ヲ其學區外ノ小學校ニ入學セシメント欲スル者ハ其旨學務委員ニ届出ヘシ
學務委員ハ之ヲ其小學校管轄ノ學務委員ニ通知スヘシ
又小學校三年ノ課程ヲ卒ヘ理由アリテ一旦退學シタル者若クハ學齡外ノ者小學外公私立學校ヘ入學セントスル時モ亦學務委員ニ届出ヘシ

上述のように、「止ヲ得サル事由」で就学できない時は学務委員に届け出るとされた。また同年、小學校規則が改正（甲195号通達）され、就学に関して次のように定められた¹²⁾。

第三條 小學校ハ一般兒童ノ通學科ヲ修ムル所ニシテ種痘若クハ天然痘ヲ歴タル者ハ何人ニ限ラス入學ヲ許スヘシ

第八條 生徒ハ相当ノ事由アルニ非サレハ半途退學ヲ許サス

上述のように、天然痘を終えている者はどのような者でも入学ができ、一度入学した者は相当の理由がなければ退学できないとされた。そして学事規則には、就学と督責について以下のように定められた¹²⁾。

第二節 督責

第五十六條 學齡兒童就學督責ノ事務ハ學務委員之ヲ掌理シ郡長之ヲ總管スル者トス

第五十七條 學齡兒童ノ就學不就學若クハ之ニ關スル届等ヲ怠ル者アルトキハ學務委員之ヲ督促スル者トス

第五十八條 學務委員ハ就學調査簿ヲ製シ學齡ニ達スル兒童等ノ姓名年齢若クハ其事由等毎月十日以内ニ記入スヘシ

第五十九條 學務委員ハ第五十八條學齡ニ達シタル兒童ノ姓名等記入後尚一月ヲ経テ其兒童就學セス若クハ其事故等届出サル者アル時ハ督責ノ手續ヲ為スヘシ

第六十條 學務委員ハ學齡兒童ノ不就學届若クハ退學願ノ事由第六十九條第七十條第七十一條ニ照査シテ不適當ナリト認ムル時ハ該父兄後見人等ニ懇々説諭ヲ加ヘ其兒童ヲ就學又ハ在學セシムヘシ
其説諭ニ服セサル者若クハ事由ノ疑件ニ涉レル者アル時ハ状ヲ具シテ郡長ノ處分又ハ指示ヲ請ウヘシ

第六十一條 就學調査簿ハ毎年十二月廿日迄ニ郡長ニ差出スヘシ
但第五十四條末項ニ掲ケタル兒童ノ退學ハ別ニ其時々郡長ノ認可ヲ受クヘシ
郡長ニ於テハ之ヲ審査シ其不就學ノ者ハ事由ノ当否ニヨリテ許否スルモノトス

第六十二條 學務委員ハ毎月十五日限學区内直ニ就學スヘキ兒童及自己ノ説諭ニ依リテ就學スヘキ兒童ノ名簿ヲ作り之ヲ該小學校教員ニ回附スヘシ
又第六十條郡長ノ處分ニヨリ若クハ第六十一條ノ場合ニ於テ其不認可等ニヨリ就學スヘキ兒童モ本條ノ手續ヲ為シ且其就學ノ旨ハ該父母後見人等ニ示諭スヘシ

第六十三條～六十八條省略

- 第六十九條 小學科三年ノ課程未卒ノ學齡兒童ニテ就學スル事能ハサル事故ト認ムヘキ者左ノ如シ
- 一 疾病ニ罹レル者
 - 二 親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者
 - 三 廢疾ノ者
 - 四 一家貧寔ノ者
- 但是等ノ兒童就學方未設ノ場合ニ限ル
又第六十六條第一項ノ場合ニ於テハ前年七月以後始メテ就學セシ者ハ相当ノ事故トナスヘシ
- 第七十條 小學科三年ノ課程既卒ノ學齡兒童ニシテ就學スルコト能ハサルノ理由アリト認ムヘキ者ハ第六十條ニ掲ケタル諸項ニ左ノ二項ヲ加フ
- 一 他ノ學科ヲ修ムル者
 - 二 職業ニ就ク者
- 但得ニ之ヲ要スト認メ難キ者ハ此限ニ非ス
- 第七十一條 第六十九條第七十條ニ掲ケタル事故及理由ノ外他ニ不得止若クハ相当ト認ムヘキ事由ノ生シタルトキハ學務委員又ハ郡長其委細ヲ具シ伺出ヘシ
但學事ニ關スル従前ノ達指令等本則ニ抵觸スルモノハ都テ廢止候義心得ヘシ

この規定は同年文部省から出された「就學督責規則起草心得」に該当した。これまで不明確であった「就學スルコト能ハサル事故」の内容として第六十九條に「一疾病ニ罹レル者 二親族疾病ニ罹リ他ニ看護ノ人ナキ者 三廢疾ノ者 四一家貧寔ノ者」を挙げた。これは、先の「就學督責規則起草心得」と同様であった。不就学に関する事由の「照査」や処分、その事由が認められない場合に「説諭」を行うのは学務委員であった。そして第六十條に、「説諭」に応じない者への処分や事由が疑わしい場合は学務委員が郡長への報告を行い、郡長の指示を得るとされた。

学事規則の就学督責について第九章、第十章にも規定され、以下のように記された¹²⁾。

第九章 郡役所學事規程

第二節 権限

第百條 郡長管掌ノ學事ハ法律ニ定メラレタル者及特ニ委任スル者ヲ統合シ左ノ件々ハ專攻處分スル事ヲ得
但別ニ其方法ヲ示ス者ハ之ヲ隨業手處分スヘシ

- 七 學齡兒童就學督責ノ事
- 八 小學校生徒及家庭教育兒童試験ノ事

第三節 職務

第百四條 郡長ノ調査シ若クハ具申スヘ期事件左ノ如シ

- 廿一 貧困兒童就學方法ノ事

第十章 學務委員職務

第一節 要領

第百十條 學務委員ノ職務概目左ノ如シ

- 十二 學齡兒童就學督責件及入退學處分ノ事
- 十七 貧困兒童就學方法施設ノ事

第二節 職務心得

第百十一條 學務委員職務中別ニ心得ヲ要スヘキ者ハ左ノ件々成リトス其指示ヲ要セス及此規則ニ於手別ニ示セル者更ニ掲ケス

- 七 貧困兒童就學ノ事

凡人民タル者貧困ナルヲ以テ之レ可為其兒童ヲ蒙昧ニ生長セシムルハ誠ニ憫諒スヘキ者也必竟是等ハ學區内ノ幸不幸ニモ關スル者ナレハ其學區ニ於成ヘク學資ヲ要セサルモ就學スルヲ得ヘキ方法ヲ設クヘシ

上記に、郡長の職務内容の一つに「貧困兒童就學方法ノ事」が挙げられた。また、学務委員の職務として「心得ヲ要スヘキ者」に「貧困兒童就學ノ事」が挙げられた。貧困兒童は、先の就学督責のなかで「就學スルコト能

ハサル事故」に挙げられていたが、学務委員の要件として学区内で学費を必要としないで就学する方法・施策を設ける事を挙げられた。このことから、貧困児童への就学督責が重視されていたといえる。

松方デフレ政策の影響が地方一般に浸透し、全般的な不況下における1885（明治18）年に地方教育費節減のために教育令が再度改正された（第三次教育令）。この教育令における就学規定は以下のとおりであった¹³⁾。

第十一條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ普通科ヲ卒業ラサル間得サル事故アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス
但就學督責ノ規則ハ府知事縣令之ヲ起草シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

この改正により責任就学の内容が大きく変化した。その第一として、第二次教育令十五条にあった「小學科三箇年ノ課程ヲ卒業シタルト雖モ相当ノ理由アルニアラサレハ毎年就學セシメサルヘカラス」が削除されことである。これにより学齡間就学の原則が放棄された。第二に、「就學」の最低履修要件としてあった「小學科三箇年ノ課程」が「普通科」に変更された事と、毎年の最低就学日数の基準がなくなったことである。これは、第三次教育令によって新たに「小學教場」を規定し、小学校とともに「兒童ニ普通教育ヲ施ス所」としたためであるが、これにより責任就学の内容が大幅に引き下げられた¹⁴⁾。これに対応した徳島県の就学規定は不明である。

初代文部大臣の森有札によって小学校令が1886年（明治19）年に制定された。そして、就学規定が以下のよう
に記された¹⁵⁾。

第三條 兒童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ手學齡トシ父母後見人等ハ其學齡兒童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス

第四條 父母後見人等ハ其學齡兒童ノ尋常小學校ヲ卒業ラサル間ハ就學セシムヘシ其就學ニ關スル規則ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ府知事縣令ノ定ムル所ニ依ル

第五條 疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事縣令其ノ期限ヲ定メテ就學猶豫ヲ許スコトヲ得

これにより初めて普通教育の義務を父母後見人に課した。また、初めて就学猶豫の規定を設け、その事由として「疾病家計困窮」を「止ムヲ得サル事故」に挙げた。小学校令の制定において、森文相は就学率の向上を義務規定による強制ではなく、第十五条・第十六条に規定された「小學簡易科」によって行うとした。「小學簡易科」は、「學制」における村落小学や第三次教育令の小学教場制度の系譜を引き、森文相は公教育制度確立に至る実
際的経路の一つとして重要視していた。このような事から、当時において文部省が考えていた就学率向上策は就学督責ではなく就学勧誘によるもので、第二次小学校令のような就学督責のための規則は規定されず、「就學ニ關スル規則」の制定だけでモデルも示されなかった¹⁶⁾。

徳島県では、小学校令に対応して1886（明治19）年に県令7号で「小學校規則」を改正し、同年9月、県令14号により次のように就学督責規則を改正した¹⁷⁾。

就學

第一條 凡兒童ノ翌学年ノ始迄ニ學齡ニ達スヘキモノアルトキハ其父母後見人等ハ該当入學ノ時期前三十日迄ニ其兒童ヲ入學セシムヘキ小學校ヲ定メテ所轄戸長ヘ届出ヘシ
其入學セシムルコト能ハサル者ハ該事由及就學猶豫ノ期限ヲ具シ入學ノ時期前三十日迄ニ更ニ郡長ヘ願出ヘシ

第二條 學齡兒童入學ノ時期及手續等ハ小學校規則ニ從フヘシ

第三條 學齡兒童ノ就學猶豫ヲ請フヘキ事由ハ左項ニ限ルヘシ

- 一 癡疾ノ者
- 一 疾病ニ罹リ速ニ治癒ノ目的ナキ者
- 一 身体ノ發育尚就學ノ度ニ適セサル者
- 一 一家貧窶ノ者

第四條 就學猶豫ノ許可ヲ得タル者ト雖モ其期限内ニ於テ就學セシムルコトヲ得ヘキ場合ニ至リタル時ハ父母後見人等ハ其兒童ヲ入學セシムヘキ小學校ヲ定メテ戸長ヘ届出ツヘシ

第五條 就學猶豫ノ許可ヲ得タル者ニシテ満期ニ至ルモノ及尚其猶豫ヲ請ハント欲スルモノアル時ハ父母後見人等ハ更ニ第一條ノ手續ニ據ルヘシ

第六條 兒童就學ノ後未タ尋常小學校ヲ卒ラスシテ就學セシムルコト能ハサル場合ニ遭遇スル時ハ父母後見人等ハ更ニ就學猶豫ヲ請ウヘシ

上述に示すように、徳島県でも小学校令に示された就学猶予に関する規定が見られ、その事故の内容として「癱疾ノ者、疾病ニ罹リ速ニ治癒ノ目的ナキ者、身体ノ發育尚就學ニ適セサル者、一家貧窶ノ者」が挙げられた。これについては「就學督促規則起草心得」と同様であった。

また就学督責の中に、入学猶予に関して第十一条、十二条、十六条に次のように記された¹⁷⁾。

督責

第十一條 戸長ハ入学猶豫ノ許可ヲ願出ツル者ノアル時ハ其事實ヲ審査シ之ニ意見ヲ付シテ郡長ヘ進達スヘシ

第十二條 郡長ハ前條ノ願出ヲ審査シテ之ヲ処分スヘシ

第十六條 戸長ハ毎学年初日迄ニ左ノ件々ヲ具シ郡長ヘ報告スヘシ

- 一 所轄区域内ニ於テ普通小學校ヲ其卒ラセル兒童ノ総数
- 二 第一項中入学兒童ノ数及其内該期ニ入学シタル者ノ数
- 三 第一項中就學猶豫ノ兒童ノ数及其内該期ニ猶豫許可ヲ得タル者ノ数

郡長ハ各町村ニツキテ前第一項乃至三項ノ報告ヲ郡表ニ調製シ學期ノ初ヨリ十五日以内ニ知事ヘ申報スヘシ

上述のように、就学猶予の許可は戸長が願い出を受け、事実を調査し、郡長に報告し、郡長は戸長の調査に基づいて審査し処分するとされた。

地方自治制度の整備に対応して小学校令が1890（明治23）年に改正された（第二次小学校令）。その就学規定の中に、第二十一条の就学猶予・免除に次のように記された¹⁸⁾。

第三章 就學

第二十一條 貧窮ノ為又ハ兒童疾病ノ為其他已ムヲ得サル事故ノ為學齡兒童ヲ就學セシムルコト能ハサルトキハ學齡兒童ヲ保護スヘキ者ハ就學ノ猶豫又ハ免除ヲ市町村長ニ申立ツヘシ

市町村長ハ前項ノ申立ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ又ハ前項ノ申立ナキモ猶必要ナリト認ムルトキハ學齡兒童若クハ學齡兒童ヲ保護スヘキ者ニ就キテ検査ヲ行フコトヲ得 市町村長ハ本條第一項ノ申立又ハ第二項ノ検査ニ依リ就學ヲ猶豫シ又ハ免除スルトキハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條 學齡兒童ヲ保護スヘキ者ハ其學齡兒童ヲ市町村立小學校又ハ之ニ代用スル私立小學校ニ出席セシムヘシ若シ家庭又ハ其他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其市町村長ノ許可ヲ受クヘシ

第二次小学校令において就学免除が追加された。小学校令では就学猶予は保護者や後見人の願い出に基づいたが、市町村長が判断して調査して妥当であるとされたときにも対象になった。しかし、就学猶予・免除の対象は区別が曖昧であったため、各府県は文部省の指示に従って「學齡兒童及家庭教育等ニ關スル規則」を制定し不就学許可の対象をより厳密に規定した¹⁹⁾。

徳島県で第二次小学校令が施行されたのは、1892（明治25）年であった。同年、就学に関する規定として「小學校生徒出席停止規則」（県令16号）と「學齡兒童就學及家庭教育等ニ關スル規則」（県令17号）が出された。前者の第三条に「三不具癱疾若クハ身心ノ發育不十分ニシテ課業ニ堪ヘスト認ムル者」が記され、「課業」に堪えられないと学校職員会で決まった者は出席が停止できるとされた。つまり、障害児が就学した場合、教員の判断によって出席を停止できたと考えた。また、後者の就学猶予・免除に関して次のように記された²⁰⁾。

第三條 學齡兒童保護者ハ小學校令第二十一條ニ該当シ其兒童ヲ就學セシムルコト能ハサルトキハ三月十日マテニ其事情ヲ具シ猶豫又ハ免除ヲ申立ツヘシ

第四條 就學ヲ猶豫スヘキモノハ左ノ事由ヲ具フル者ニ限ル

- 一 心身ノ発達猶就學ノ度ニ適セサル者（医師ノ証明書ヲ要ス）
 - 二 疾病ハ學年ノ始メヨリニケ月以上就學ニ堪ヘストスル医師ノ証明書アル者
 - 三 貧窮ニシテ兒童ヲ就學セシムレハ一家ノ生活ニ差支アル者
 - 四 其他已ムヲ得サル事故又ハ不時ノ故障ノ爲メ學年ノ始メヨリニケ月以内ニ就學セシメ難キカ又ハ兒童ノ通學上著シキ不便アル者
- 第五條 就學ヲ免除スヘキモノハ左ノ事由ヲ具フルモノニ限ル
- 一 不具ニシテ修學ニ堪ヘサル者
 - 二 瘋癲若クハ白痴ノ者
 - 三 不治疾病ニ罹リ修學ニ堪得サル者（医師ノ証明書ヲ要ス）
- 第八條 就學猶豫ハ一學年ヲ以テ期限トスヘシ
- 第九條 就學ノ猶豫又ハ免除ノ許可ヲ受ケタル者ト雖モ更ニ就學シ得ルニ至リタルトキハ市町村長ニ届出ツヘシ
- 第十條 就學ノ猶豫又ハ免除ノ許可ヲ受ケタルモノト雖モ更ニ就學シ得ルニ至リタルトキハ其許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第十一條 市町村長ニ於テ第九條ノ届出ヲ受ケタルトキ又ハ第十條ノ取消ヲナシタルトキハ差支ナキ場合ニ限り就學セシムヘキ取扱ヲナスヘシ
- 第十六條 市町村長ハ學齡調査簿ヲ製シ左ノ事項ヲ記入スヘシ（一～四省略）
- 五 就學ノ猶豫又ハ免除ノ事由及年月日
 - 六 小學校令第三十一條第一項及第二項ノ事情アルカ為メ就學セシムルコト能ハサル者ハ其理由
 - 七 前各項中ノ事項ニ開シテ異動ヲ生セシトキハ其事由
- 第二十一條 市町村長ハ學齡兒童ニ就キ學年ノ始メヨリ三ヶ月以内ニ左ノ事項ヲ監督官廳ニ報告スヘシ（一～四、七省略）
- 五 新學年ニ於テ就學スヘキ兒童ノ就學ヲ猶豫シタル數
 - 六 新學年マテニ就學ヲ免除シタル兒童ノ數

上記の第四条と第五条には就学猶予・免除の事由が示されており、就学猶予は発育不全・疾病・貧窮・その他の事故、就学免除は不具・瘋癲・白痴・不治の疾病が挙げられた。これは、後の第三次小学校令で示された就学猶予・免除事由とほぼ同様のものであった。また、就学猶予・免除の取り消しとその届け出や就学猶予の期間、などについても細かく規定されていた。

第二次小学校令の就学猶予・免除規定は第三次小学校令の第三十三条に具体的な形で次のように記された²¹⁾。

第五章 就學（抜粹）

- 第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得
- 學齡兒童病弱發育不完全ノ爲就學セシムルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得
- 市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三次小学校令は、就学猶予・免除規定が明確に分けられ、中央法制上の確立期と言われた²²⁾。同時に出された「小學校令施行規則」に就学猶豫・免除に関して次のように記された²³⁾。

第三章 就學（抜粹）

- 第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ヲシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス
- 第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス（以下略）

上記のように、就学猶予または免除を申し立てる場合に貧窮の場合を除いて医師の証明書が明記された。また、就学猶予の期間が一年間またはそれ以下と限定された。

第三次小学校令と小学校令施行規則の制定にともない、徳島県では1901（明治34）年に「小学校令施行細則」（県令23号）を定め、就学に関して次のように規定した²⁴⁾。

第四章 就學

第四十四條 兒童保護者ハ小学校令第三十三條ニ該當シ其ノ兒童ニ就學セシムルコト能ハサルトキハ二月十五日マテニ其ノ事情ヲ具シ市町村長ニ申立ツヘシ

1892（明治25）年の「學齡兒童就學及家庭教育等ニ關スル規則」と期日が若干異なるだけで大きな変化はない。また、「小学校令施行細則」により1892（明治25）年の「小学校規則」（県令14号）、「小學校生徒出席停止規則」（県令16号）、「學齡兒童就學及家庭教育等ニ關スル規則」（県令17号）が廃止され、すべて第三次小学校令及び小学校令施行規則に準ずるようになった。

Ⅱ. 徳島県教育行政と学校現場における障害児の就学実態

1. 県教育行政にみられる障害児の就学実態

徳島県の教育事業が全国の下位にあったことから、1900（明治33）年に堤委里は、他府県を視察し、長野県で特別学級を設けていることを取り上げて、本県でも設置するよう、次のように提言した²⁵⁾。

特別學級ハ就學ノ猶豫ヲ許可シタル者又ハ就學ノ義務ヲ免除シタル兒童ノ其事故止ミタル年長ノ兒童ハ勿論就學セシムベキ必要アルモ之ヲ普通ノ兒童ト共ニ教育スルハ教授管理上不便ノコト多ク且其年長兒童ノ嫌忌スル所トナルハ免カルヘサル所ナリ故ニ全懸ニ於テハ是等年長ノ兒童ニ對シ特別ノ學級ヲ設ケシメ普通ノ兒童ト區別シ適當ノ教育ヲ施スコトトシ且貧民ノ子弟ヲモ兼テ教育セントスルノ方法ナリ即特別學級ノ修業年限ハ特ニ三カ年ニ減少スルコトヲ得セシメ毎週教授時間ハ十八時マテ減少スルコトヲ得セシメ教科課程ノ如キモ或程度マテ簡易ナラシメ又教授ハ他ノ生徒ノ授業ヲ終リタル後即午后ノ教授ヲ許シ別ニ教授細目ヲ作り各教科トモ口授又ハ掛圖等ニ依テ教授シ生徒ニ教科書ヲ持タシメサルコトヲ得シメ又學籍簿ノ如キモ便宜別帳トナサシムル等簡易ナル方法ニ依リテ教授シ其義務ヲ了ラシムルノ方法ニシテ就學ヲ便利ナラシムル良考案ト云フヘシ

堤は、上記のように「特別學級ハ就學ノ猶豫ヲ許可シタル者又ハ就學ノ義務ヲ免除シタル兒童ノ其事故止ミタル年長ノ兒童」と、「貧民ノ子弟ヲモ兼テ教育セントスルノ方法ナリ」と述べた。

ところで、長野県では不就学児童が増大し、教育上困難をもつ児童の問題が顕在化したために補習夜学校や子守教育所などの「特別教育」が取り組まれ、その一環として全国に先駆けて1896（明治29）年に長野尋常小学校に劣等児学級が開設された²⁶⁾。この後、1900（明治33）年までに開設された特別学級は全国で4例あったといわれている²⁷⁾。

徳島県の場合は、後述のように「低能児」教育の実践例はあるものの、就学率向上と関連して貧困児童の教育を重視した。第1章で述べたように、徳島県は1881（明治14）年に制定した学事規則中に「第六章兒童就學及其督責」を定めた。そして、郡長の職務内容の一つに「貧困兒童就學方法ノ事」が挙げられた。また、学務委員の職務として「心得ヲ要スヘキ者」に「貧困兒童就學ノ事」が記された。貧困児童は、先の就学督責のなかで「就學スルコト能ハサル事故」に挙げられていたが、学務委員の要件として学区内で学費を必要としないで就学する方法・施策を設ける事を挙げられた¹²⁾。また、県教育界の中心は貧児教育に主眼が置かれていた。1900（明治33）年5月に県教育会が「臨時総集會」を開催した。同総会で提出した貧困児童の教育に関する諮問案について吉田県視学が以下のように答弁した²⁸⁾。

第一諮問案「貧児教育ノ適切ナル方法如何」ニツキ質疑ヲ求メタリ箕村喜佐太郎益田福麿氏等交々起テ問題ノ範圍及ヒ本問題提出ノ主旨如何ヲ質セリ吉田縣視學番外トシテ答辨シテ日夕本邸學事ノ不振ハ學齡兒童就學歩合ノ全國各府縣下ニ位置スルニヨリテ知ラルベシ是一方ニハ就學督促ノ遍ク行届カサルニ基因ス可ケレド貧兒ノ多數ガ就學シ居ラサルハ槪ニ之レカ大原因ヲナスモノト云フ可シ見ヨ本縣ニ於ケル學齡兒童ハ約十二萬人ナルカ不

就學兒童ハ三萬人以上ニ及バルニ非ズヤ而モ其中一萬數千人ハ貧兒ナリト断言シテ誤リナカラン（中略）貧兒教育ノ適切ナル方法ヲ攻究スルノ如何ニ須要ナルカヲ知ルニ足ラン

吉田県視学は、徳島県の就学歩合が全国の下位に位置している原因の多くを貧児の未就学にあると述べた。その根拠として、学齡兒童約12万人中不就学兒童は3万人以上で、そのうち1万数千人が貧児であると断言した。

その後、同年11月に総集會が再度開かれ、貧困兒童の具体的な教育方法として次のように記載された²⁹⁾。

- ①保護者に教育の必要を感知するために学部委員を各村各部落から選出する。不足の場合は、就学世話人を置く。
- ②授業料免除や学用品を貸与するために、寄付金か市町村費を充てる。
- ③授業免除や学用品を貸与しても就学困難な場合は、慈恵の学校を設置して衣服飲食を与えて適切な仕事を教えながら教育をする。

このような動きの中で、徳島県は、女子教育や貧困兒童の教育を奨励していった。1911（明治44）年に「小學兒童出席督勵ノ訓令」（訓令10号）が出され、補習教育・夜学温習の実施が規定された。そして、学齡兒童の就学出席を督勵し、女子教育を進め、1907（明治40）年の第四次小学校令による義務教育年限の二か年の延長による就学・出席の減退を防ごうとした³⁰⁾。同年の「郡市長會ニ於ケル渡邊知事ノ訓示及指示要領」に「就學事務ニ關スル件」として以下のように記された³¹⁾。

就學事務ニ關スル件

義務教育ノ要ハ學齡兒童ヲシテ悉ク就學セシメント不具癡疾者ノ外不就學ノ者無カラシメントスルニ在ルニ近時町村ニ於ケル就學事務往々不整理ニシテ兒童就學出席ノ情況ノ如キ頗ル不良ナルモノアルハ甚夕遺憾トスル所ナリ特ニ就學出席ノ歩合ヲ外形上佳良ナラシメントニ腐心シ就學出席ノ督勵ヲ怠レル形跡アルモノアルハ痛嘆ニ堪ヘサルナリ思フニ就學出席ノ督勵ノ事タル町村及學校當局者力忠實熱心事ニ斯ニ従フニ非スハ到底其完全ヲ期スルコト能ハス且ツ貧困兒童ヲ就學出席セシムルニハ前年各位會同ノ際指示シタル趣旨ニヨリ町村ニ於テ學用品ヲ貸給興シ又盡辨當ヲ給興スル等適切ナル施設ヲ爲サシムルヲ必要ナリトス各位ハ爾今一層指導監督ニ努メ義務教育ノ趣旨ヲ達成セシムルニ於テ遺憾ナキヲ期セシメラレシコトヲ望ム

上記のように、県知事は「不具癡疾者」を就学対象から除き、町村に貧困兒童に学用品を貸与するなど、指導監督に努めて義務教育の趣旨を達成するように訓示した。

徳島県の就学猶予の内訳は、1903（明治36）年は疾病534人、貧窮6763人、計7297人、1907（明治40）年は疾病263人、貧窮1255人、計1518人であった。また就学免除の内訳は、1903（明治36）年は疾病227人、その他72人、計299人、1907（明治40）年は疾病176人、貧窮6人、計182人であった³²⁾。なお、その他の内訳については不明である。このことから、就学猶予は貧窮、免除は疾病が大半を占めていたことがわかる。

2. 学校現場における障害児の就学実態

1) 「盲聾啞児」教育の始まり

明治期には、旧文部省の調査によると新潟県や群馬県、岡山県、広島県などで就学猶予・免除の対象になった瘋癲・白痴兒童が在学しており、学校現場の裁量が大きかったと言われている³³⁾。

加藤康昭らによると、就学免除とされた「癡疾」の中に小学校に入学した例が1882（明治15）年に2例あり、徳島県と福島県が取り上げられた。両県とも「啞児」が入学していた。徳島県についてみると、1882（明治15）年の学事状況を視察した文部大書記官西村茂樹の報告に海部郡由伎小学校に啞児が一人入学した事が報告されていた。しかし、その教育方法についてわからない状況であったため、京都で行われていた盲啞教育の実践を参考にするように助言をしたという³⁴⁾。

同じ頃に、徳島市作新小学校の箕村喜佐太郎が入学してきた啞児に教育を行っていた。箕村は、1875（明治8）年に赴任し、1888（明治21）まで同校に勤務していたが、その間に「啞生」に教育を行い「同校勤務中にもその職務に精励し特に啞生の教育を試み不具者をして小学の科程を習得せしむる等、その功績尠からざるをもって県庁より金円を賞与せられ³⁵⁾と、その功績が高く評価された。

その後、箕村は1888（明治21）年に新町小学校長に就任し、1890（明治24）年に同校に五宝翁太郎（1884～1936年）が赴任してきたが、1894（明治27）年に一名の啞児が入学してきたことで箕村の指導助言を得ながら五宝が指導を行った。五宝は、箕村と出会ったことで彼の一生涯を「盲啞」教育に捧げる道が定まった。五宝と箕村との関係は、1878（明治11）年にわが国で初の「京都盲啞院」が古河太四郎により創設されたが、そのきっかけに

なった待賢校のある上京第一九区長の熊谷伝兵衛との関係と似ていた。徳島県の盲聾教育史上における五宝の立場は大きく、草創期、私立盲聾期、附属期前半を彼一人の力で支え、実を挙げていた³⁶⁾。

ところで、徳島県立盲学校記念誌編集委員会は盲聾教育発祥について諸説あるとし、箕村をその始まりとするか、五宝にするか、検討を要すると述べている。五宝の1894（明治27）年説をとる場合、盲学校学校要覧の年表に聾生指導の開始を同年としていること、「徳島県立盲聾学校落成記念写真」の中に次のような序文があることを根拠としている。「本県ノ盲聾教育ハ明治二十七年十月五日五宝翁太郎ガ安住寺ニ於テ小学教育ノ傍盲聾生ヲ集メテ特別指導ヲナセルニ始マル。明治三十八年之ヲ私立徳島盲聾学校と称スル³⁷⁾

実践されていた時期は、第二次小学校令の時期に当たり、徳島県でも就学に関する規定として「學齡兒童就學及家庭教育等ニ関スル規則」が制定されている時期であり、就学猶予・免除規定が実際に運用されている時期に当たる。この場合の入学選抜者は徳島市長であり、入学決定者は新町小学校校長であった箕村であった。したがって、箕村の意向が大きく関与したと考えられた。

しかし、徳島県の「盲聾聾児教育」の発展に多大な功績を残したのは五宝である。盲学校の年表に「明治三十四年十月五日、五宝翁太郎寺町安住寺において盲聾生数名を集め特別指導を行う。同年十二月一日、これを私立徳島盲聾学校と称する。」³⁸⁾と記載されているように、現在の盲学校、聾学校の礎を築いた人物であった。五宝は、すでに盲聾院を設置していた京都の手話や東京の口話の教授法を学び「聾生」を中心に指導を行った。「盲生」の指導は、日常的な生活処理能力の訓練や基本的な言語教育などを行ったのではないかと言われている³⁹⁾。

2) 「低能児」教育の始まり

1908（明治41）年の教育雑誌に、阿波郡視学の川人直夫は「低能児」について、「白痴児、半痴児（多少脳に欠損）、脳に欠損がないが学力不振の者、特別児（道徳上欠点がある）」と分類した。その原因を身体上と精神上（先天と後天）、境遇（家庭・学校・社会）とに分けた。そして、身体上の「低能児」の教育方法を、①興味の喚起、②反復練習、③運動、④感覚の覚醒、⑤教授の分量軽減を挙げた。また、落第（3年遅延）、やむを得ないときは小学校令にしがって科目を免除するとした。精神上の「低能児」のうち「全く心力を欠く者（白痴）」は学校教育の範囲外であり、社会事業の対象とすると述べた。さらに、「単式的複式教授」として、席を「低能児」普通児、優等児の3つに分けて普通児を標準に、指導の半分を優等児と「低能児」に充てるとした。「低能児」には簡単な問題や反復練習、教材の工夫をするとした。なお、川人は「低能児」と「劣等児」とを同義語に捉えていた⁴⁰⁾。

こうした同一教室で指導する方法ではなく、特別学級を設ける方法としてドイツの「マンハイム方式」が紹介された。この方式は、能力に応じて主級（普通児）・進級（普通の進級が困難な児童）・補助級（劣等児）の3クラスに分け、進級と補助級は児童数を少なくして優秀な教員を配置して適切な教授を行う方式であった。補助級は、4学年で構成され、第1学年の終わりに「白痴」と認められた場合は白痴院に送られる。このようなマンハイム方式について反対意見があったが小学校長や校医は劣等児に特に便宜を与えるとして、同一の教室で同一の教材で指導するのは不可能であり、特別学級編成によって固有の発達ができるとした。そして、特別学級を編成するときには児童数を少なくする、優秀な教員を配置する、児童の個性を十分に顧慮する、といったことが挙げられた⁴¹⁾。

特別学級を編成した「低能児」教育の初めての実践校は、海部郡由岐尋常小学校で1909（明治42）年から開始しており、山本與一校長が次のように述べた⁴²⁾。

近時劣等教育や低能児教育といふ聲が非常に盛んになってきた、又其方法に至っても種々あるがどうも其勞と効果とが伴はぬ様である、我校は獨逸國マンハイム市に行はれて居る編制の方法を變形して劣等児低能児教育に應用して昨年四月より試みて見たのであるが爰に其方法及其成績の報告を得たので大方諸賢の批評を乞ふ為に本誌上の余白を借ることにした。

そして、同校で実際に指導に携わった特殊学級担任訓導の廣田宗一は、以下のように述べた⁴³⁾。

大小の苗木を混植せるが如く大なる木陰には到底満足の成長を遂ぐる能はず恰好の場處に移植して特別の肥料を與へてこそ始めて個々の成育を見るなれ優劣混合教育は益々劣等をして劣たらしむべく自暴自棄を擡ぐるの時節を見出さず優者も亦思ふが儘ならず

茲に於てか我校はさきに獨逸國マンハイム市の教育法を参照して半試験的に學級編制を改造し低能児に特殊の教

育を施し居れり、其成績稍見るべきものあるを以て之れを公にし識者の批判を希はんとするものなり、これは従来に學級に編成し來りし尋二、三、四、を各其優劣によりて甲乙となし其乙中より低能と認むる者を抜きて丙となし以て各組に相當せる教育をなすこととせり左の如し、

尋二甲組（比較的優）乙組（中）

尋三甲組（比較的優）乙組（中） 丙組（低能）特殊學級

尋四甲組（比較的優）乙組（中）

但尋一は入學早々其程度を鑑識するに難きを以て一か年此案に對しては試験の時間と見做すべし

此くの如くするときには甲乙丙各々其度に應ずる教育をなすを得可く或意味に於て秀才教育低能教育両者を兼ね得可し、されど唯さへも困難なる児童を而も復式制にして取扱ふの不利なることを批難するものあれどもこれは只机上の論にして實際を味はさる喰はず嫌ひの徒みの眞味を知らざるの輩のみ、其困難なるは言ふ迄もなし、其困難に打ち克つる勇あるものにあらざれば能くする處に非ず星を戴きて出で月を踏んで歸る底の、献身者を待ち始めて圓滿の効果を収め得べきのみ、之れ蓋し村經濟上不得止施設にして眞の低能者教育を施さんとならば各學年毎に低能者を以て組織せる一學級を作り特殊教育をなすべし其成績確に顯著なるものあらん、されどこは思ふべくして行はれ難し

廣田は、優劣混合教育は劣等児に自暴自棄を、優等児も思うようにいかないので特殊學級を設けることにしたと述べた。そして、複式制への批判はあるが机上の論であるとし、実際に行ってみて効果が顕著であったという。一方、保護者が特殊學級をどのように捉えていたか⁴³⁾、次のことから窺われた。

此特殊學級を編成し特殊教育を行ふに當り最も憂慮したるは父兄の感情を害し普通學級見の侮蔑を受けて低能児が登校を嫌ふの弊なきや否やの一点にありき、果せる哉開設當時は父兄より種々の批難攻撃を蒙り普通児は之れを蔑視し運動場に於て殆ど臣下の如く三文奴の如くに見放されたり（中略）此間校長以下同僚諸氏並に村有志の偉大なる援助により父兄を訪問して其依て來る理由を説明した児童にも大に論す處ありたるが爲め現今に至りては何等の故障なく父兄は却て其施設を多とし時に學校に來りて參觀を乞ふもの多く進んで彼ら児童の成育の様環境の状況を報告し來るに至れり、他児童に至りても近來は事に慣れたるか物を忘れたるか忌はしき舉動あるを見ず

廣田は、上述のように特殊學級編成にあたって、保護者の感情を害したり、「普通児」の侮蔑を受けて「低能児」が登校をいやがるのではないかと、といったことを心配していた。そして、予想通り、開設当初は保護者から非難攻撃、「普通児」から侮蔑されたという。しかし、校長や同僚、村の有志が保護者を訪問して説明したり、児童にも論したので今では問題がなく、保護者が參觀を希望して児童の成育の様子をみたり、児童も前のような行動をとらなくなったと述べた。また、山本校長は、同校における「低能児」の指導法を紹介している中で成績について次のように述べた⁴⁴⁾。

（四）成績の概略

別項諸注意を以て教授しつつある特殊學級児には長不參の爲其進度の遅れたるものをも含有せるを以て此等児童は所謂低能者に非ざれば従つて其成績も著しく且又眞の低能者中にも自ら階段あり、故に此特殊學級児の中より確なりと認むるものは追々と乙部へ復級せしむる方針なり、又此等児童中には白痴に近きものもありて、一樣ならざれば之を二組に編成せりと雖殆ど個人教育的たるを免れず

出席児童三十四人中新學年に於て乙部へ復級し得べきもの十二三名何等効果の見へざるもの七名餘は尚ほ本學級に於て一カ年修養せざる可からず今各個人につきて其成績の様及日誌の大略を記さば甚だ面白き節もあれどこは他日に譲りて以て本稿の筆を潤く。

上述のように、特殊學級の中には、長期欠席のため学習の遅れている児童で、「低能児」ではない者もいた。成績が上がれば乙部（普通學級）に戻す方針であった。また、學級の中には「白痴」に近い者がいて、一樣でなかったため、クラスを2クラスに編成して個人指導を行っていた。成績が上がらない場合には、特殊學級でさらに一年間指導することにしてきた。

このように、「低能児」ではない者と「白痴」に近い者とを混合した特殊學級編成であったこと、個人指導を

行っていたことが注目される。

おわりに

明治期における公教育制度は、障害児を除外して成立しており、就学奨励の対象は貧困児童や女子であった。障害児に対しては、就学猶予・免除規定を設けて教育の対象外とした。加藤らは、障害児の大部分は、底辺に放置されており、階層的に極めて限られた者が教育を受けることができたとして述べている³⁴⁾。その中に、徳島県で「啞児」が小学校に入学した例が取り上げられていた。しかし、徳島県においても第1章で取り上げたように明治政府の方針に則して法令が出されると、それに追随して県でも各町村に就学督促や就学奨励を行っており、障害児を就学猶予・免除の対象と見なしていた。したがって、先に取り上げられた「啞児」への指導は学校現場独自の取り組みに負っていたと考えられた。そして、箕村や五宝による「盲啞教育」や、特別学級を編制して「低能児」教育を行っていた由岐尋常小学校の山本校長や廣田訓導など、一部の教員が実践していたと言える。

こうして、障害児は制度上は就学猶予・免除対象であったが、一部の者が学校教育を受けていた。その理由について二つ考えられた。一つ目は、先述のように障害の診断が現在のように科学的に明確でないためにその判断が学校に委ねられていたこと³³⁾が挙げられよう。二つ目は、教師の教育観が猶予・免除対象の子どもたちを見過ごせなかったためと考えられた。

盲啞児教育については箕村と五宝の功績が大きかった。徳島県立盲学校記念誌編集委員会は、五宝が箕村に出会ったことで、彼の盲啞教育への献身の途が定まったとしている。箕村は、1873（明治6）年に徳島期成学校在学中に囑託で名東郡高崎村維新小学校新民部落の教育に従事し、「遠路を厭はず人の誹謗を顧みず」尽力して時の県令から金円を賞与された。その2年後に佐古町作新小学校教員となり、「同校勤務中にもその職務に精励し特に啞生の教育を試み不具者をして小学の課程を習得せしむる等、その功績尠からざる」とされ再度、金円を賞与された。このような箕村の功績について先の編集委員会は、この時期、未解放部落や障害のある人々が世人の無知偏見、国はそのものによって非人道的な扱いを受けていたが、世間の人々の誹謗を顧みず挺身したのは並大ていのことではないと、彼の業績を高く評価した。このように箕村は、恵まれず虐げられた階層、陽の射さぬ片隅に生きる人々に限りなく傾斜していく熱い心情の持ち主であったという。そして、新町小学校で五宝が箕村とめぐり合ったことで、五宝の心理に潜在していた人道的なものへの志向が箕村によって激しくゆすぶられたであろうと推察していた³⁵⁾。また五宝については、1977（昭和52）年に出版された「新町小学校百年史」に次のように取り上げられていた。「啞児一名同校に入学し来り同僚某の担任となりしを傍観坐視するを忍びず毎日放課後より該児を引取って教授せんとせしに該児が翁太郎の教授を受けざるを以て毎日一時間位宛該児の祖父を来校せしめ之に付添はしめしも双方の意志相通ぜざるを以て教授の効なく該児も時々涕泣して唯困難するのみなり。該祖父は此の如き有様にては唯徒に面倒を懸くるのみにて甚だ相済まざる次第なれば教授を見合せられたしと言ふ。翁太郎は如何なる辛苦をも辞せざる所なれば忍耐して教授を継続すべしと懇示し二三十日を経過せば教授の効少しくは現はれ来り向後一ケ年も経過すれば少しは得る所あるならんと楽しみ居りたり是れ本県に於ける啞生教育の開始とす…」⁴⁵⁾ここに記述されているように、五宝は「啞児」の担任ではなかったが傍観できずに放課後に指導した。そして、指導の効果がなとして祖父が中止を申し出ても継続し、1年後にその成果が現れた。このことから、「啞児」の教育に対する五宝の並々な熱意が窺われた。

一方、「低能児」教育に携わった由岐尋常小学校の山本校長や担任の廣田訓導は、特別学級設置に当たって保護者を説得したり、彼らに侮蔑のことばを投げつける「普通児」の気持を変えた実践を行った。山本校長は、1910（明治43）年の教育雑誌に、教師はこれらの児童に対して愛の観念を片時も忘れずに同情、親切、忍耐、勇気などが必要であると述べた⁴⁴⁾。これらのことから、箕村、五宝と同様に山本、廣田も人道的立場から彼らの教育の必要性を痛感していたと考えられた。そして、このような思想が基盤になって就学猶予・免除対象であったのものにもかかわらず障害児の教育が行われことから、徳島県の明治期における障害児教育は一部の教師の熱意によって開始されたと言えよう。

引用文献ならびに註

- 1) 海後宗臣（1961）教育制度，文部時報962号，P6～32。
- 2) 渡部昭男（1996）「特殊教育」行政の実証的研究——障害児の「特別な教育的ケアの権利」——，法政出

- 版, P17~19.
- 3) 黒田茂次郎他編 (1988) 明治学制沿革史, 有明書房, P 4
 - 4) 熊野勝洋 (1992) 香川県教育史明治編 I, P60~63.
 - 5) 徳島県 (1875) 明治八年管内布達
 - 6) 3) と同掲書, P37~38.
 - 7) 三原芳一 (1986) 1880年代における就学観の転換, 花園学園研究紀要17, P 3.
 - 8) 徳島県 (1879) 明治一二年甲號管内布達
 - 9) 徳島県は, 1880年 (明治13) 年に高知県から分離して徳島県になった。この年の徳島県史料は7月から保管されており, 県庁移動の際に紛失した可能性がある。
 - 10) 3) と同掲書, P43.
 - 11) 安藤房治 (1989) 義務教育制度の確立と障害児の就学義務猶豫・免除, 障害者問題史研究紀要32, P11.
 - 12) 徳島県 (1881) 一四年本縣甲號達編冊
 - 13) 3) と同掲書, P47.
 - 14) 7) と同掲書, P13~14.
 - 15) 3) と同掲書, P51.
 - 16) 佐藤秀夫 (1965) 初等教育制度の改革, 東京大学教育学部紀要 8, P77
 - 17) 徳島県 (1886) 明治十九年徳島縣布達全報
 - 18) 3) と同掲書, P60~61.
 - 19) 11) と同掲書, P14~19.
 - 20) 徳島県 (1892) 明治二十五年徳島縣公布全書
 - 21) 岡本次三郎 (1901) 小學校令施行規則注釋, 明倫館, P49~50.
 - 22) 伊藤幸恵 (1969) わが国における障害児の教育を受ける権利の歴史—戦前における障害児の教育機会, 教育学研究36, P20.
 - 23) 21) と同掲書, P218~238.
 - 24) 徳島県 (1901) 明治三拾四年徳島縣公布全書
 - 25) 堤委里 (1900) 他府縣学事視察談, 阿波國教育會雜誌第33号, P20~24.
 - 26) 戸崎敬子 (1993) 特別学級史研究, 多賀出版, P26~30.
 - 27) 前掲書, P7.
 - 28) 徳島県教育会 (1900) 本會記事, 阿波國教育會雜誌第34号, P35~39.
 - 29) 徳島県教育会 (1900) 本會記事, 阿波國教育會雜誌第37号, p19~25.
 - 30) 三好郡教育会編 (1968) 三好郡教育史, P23~24.
 - 31) 徳島県教育会 (1920) 徳島縣教育沿革史, P1593.
 - 32) 徳島県 (1907) 徳島県学事年報1903年~1907年.
 - 33) 杉浦守邦 (1978) 山形県特殊教育史研究会, P44~46.
 - 34) 加藤康昭・中野善達 (1973) わが国の特殊教育の成立, 東峰書房, P352~353.
 - 35) 徳島県立盲学校記念誌編集委員会 (1980) 徳島県盲教育八十年徳島県立盲学校創立五十周年記念徳島県盲教育史, 徳島県立盲学校, P 3 ~4.
 - 36) 前掲書, P 3 ~5.
 - 37) 35) と同掲書, P 7 ~8.
 - 38) 35) と同掲書, P16.
 - 39) 35) と同掲書, P24~25.
 - 40) 川人直夫 (1908) 最優等生及劣等生取扱ノ適切ナル方法如何, 徳島県教育会雜誌129号, P 8 ~16.
 - 41) 北村倉之助 (1908) 獨逸國マンハイム小學校組織, 徳島縣教育會雜誌第119号, P 3 ~6.
 - 42) 山本與一 (1910) 低能兒教育, 徳島縣教育會雜誌第146号, P11.
 - 43) 廣田宗一 (1910) 特殊學級教育狀況報告, 徳島縣教育會雜誌第146号, P11~12.
 - 44) 山本與一 (1910) 低能兒教育, 徳島縣教育會雜誌第149号, P13~16.
 - 45) 35) と同掲書, P 8 ~9.

A Study of History of the Entering-School Actual Condition of the Disabled of the Meiji Term of Tokushima Prefecture

YAWATA Yukari

Keywords : Tokushima Prefecture, Meiji Term, Disabled, Entering-School

Abstract

The author aimed at clarifying the entering-school actual condition of the disabled of the Meiji term of Tokushima Prefecture. Tokushima Prefecture set the disabled as the object of temporary exemption from enrollment at school and exemption according to the plan of the Meiji government. However, the education of hearing disorders, visual disorders, and mental retardation was performed in fact in school. Two were considered as the factor. The first factor has an ambiguous entering-school standard, and is that discretion of the school spot was entrusted. The second factor is were able to consider the necessity for their education by the teacher's educational philosophy. Therefore, it can be said that the education of disabled of the Meiji term of Tokushima Prefecture was started by some teachers.